コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　NITTO KAKO CO.,LTD.

最終更新日：2015年6月25日
日東化工株式会社
取締役社長 荒川 良平
問合せ先：経営管理部長 小平 英希
証券コード：5104
http://www.nitto-kk.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の経営の基本方針に則り、経営課題を達成してゆくためには、組織の効率的運営に努めるとともに、株主、顧客および従業員との信頼関係を築くことが不可欠であり、そのベースとなるコーポレートガバナンスの充実は、経営上最も重要な施策の一つと位置付けております。コーポレートガバナンスを効率的かつ確実に実現するため、経営の「効率性・健全性・透明性」の確保、充実に向けた諸施策に継続的に取り組んでいくことをコーポレートガバナンスの基本としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
三菱樹脂株式会社	13,909	36.22
愛知タイヤ工業株式会社	2,015	5.25
日東化工取引先持株会	1,413	3.68
三菱UFJ信託銀行株式会社	950	2.47
日本証券金融株式会社	705	1.84
楽天証券株式会社	378	0.98
株式会社SBI証券	358	0.93
松井証券株式会社	354	0.92
名村　嘉之	300	0.78
フコク物産株式会社	273	0.71

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	ゴム製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
矢島　敦	他の会社の出身者							○	○			
狩野　光博	他の会社の出身者							○	○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢島　敦		矢島敦氏は、当社の主要株主である三菱樹脂株式会社に使用人として在籍しております。また、三菱樹脂株式会社とは取引がありますが、当社の売上に占める割合は僅少のため、特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。	矢島敦氏は、大株主である三菱樹脂株式会社での、各分野における豊富な知識と経験を生かし、また三菱樹脂株式会社は大株主ではありますが、当社との重要な取引はないため、当社の業務執行に対し客観的かつ公正な立場で監督機能及び役割を果たして頂けると判断しております。
狩野　光博		狩野光博氏は、当社の主要株主である三菱樹脂株式会社に使用人として在籍しております。また、三菱樹脂株式会社とは取引がありますが、当社の売上に占める割合は僅少のため、特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。	狩野光博氏は、大株主である三菱樹脂株式会社での、各分野における豊富な知識と経験を生かし、また三菱樹脂株式会社は大株主ではありますが、当社との重要な取引はないため、当社の業務執行に対し客観的かつ公正な立場で監督機能及び役割を果たして頂けると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は会計監査人及び監査部と積極的に意見及び情報交換を行うことにより緊密な連携を図っております。
また、当社は内部監査と内部統制部門は監査部により機能しており、監査役及び会計監査人と監査部が都度情報交換を実施することにより、共有すべき事項について相互に連携し、把握できるような関係にあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
飯田　茂樹	他の会社の出身者									△	△			
浪尾　秀治	他の会社の出身者									○	○			
森本　雄二	税理士							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯田　茂樹		飯田茂樹氏は、当社の大株主である三菱樹脂株式会社の出身者であります。	飯田茂樹氏は、大株主である三菱樹脂株式会社での、各分野における豊富な知識と経験を生かし、また三菱樹脂株式会社は大株主ではありますが、当社との重要な取引はないため、当社の業務執行に対し客観的かつ公正な立場で監査して頂けると判断しております。
浪尾　秀治		浪尾秀治氏は、当社の大株主である三菱樹脂株式会社に使用人として在籍しております。	浪尾秀治氏は、株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ及び大株主である三菱樹脂株式会社において経理部グループマネジャーに従事していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また、三菱樹脂株式会社は大株主ではありますが、当社との重要な取引はないため、当社の業務執行に対し客観的かつ公正な立場で監査して頂けると判断しております。
			森本雄二氏は、過去に当社の主要な取引先である三菱化学株式会社に使用人として在籍しておりましたが、平成7年12月に同社を退職しており、退職後、既に15年以上経過しており

森本　雄二	○	森本雄二氏は、平成7年12月まで当社の主要な取引先である三菱化学株式会社に使用人として在籍しておりました。	ます。また同氏は、三菱化学株式会社在籍時に、税理士資格を取得しており、退職後の平成8年1月より、森本会計事務所として独立開業しており、それ以降は、三菱化学株式会社と関係はありません。また、同氏の選任は、三菱化学株式会社及び当社のその他の関係会社である 三菱樹脂株式会社からの、斡旋・紹介によるものではありません。以上の理由により、同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。なお、同氏は現在、当社と取引のある児玉化学工業株式会社の社外監査役ではありますが、児玉化学工業株式会社は、当社の主要な取引先ではありません。 また、同氏は税理士として、税務・会計に関する専門性の高い知見・識見を有しており、監査役として当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただけることが期待できると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年度3月期では、取締役に対するインセンティブ、役員賞与支給する利益レベルに至っていない。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期に係る当社の取締役、監査役に対する役員報酬等
取締役 5名(支払人員) 24百万円
監査役 3名(支払人員) 11百万円(監査役は全員社外監査役)
(注)
1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 各取締役及び監査役の報酬等の額は株主総会で決議された報酬枠の範囲内です。
3. 上記の報酬等の金額には、役員退職慰労金の繰入額9百万円(取締役5名に対して7百万円、監査役2名に対して1百万円)が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会の決議(平成4年6月26日)により取締役の報酬額は、月額10百万円以内としております(ただし、使用人兼務取締役の使用人給与等相当額を含んでおりません。)。また、株主総会の決議(昭和57年6月28日)により監査役の報酬額は、月額2百万円以内としております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

各取締役は、社外取締役及び社外監査役から職務の補助を求められた場合、各部門から社外取締役及び社外監査役の了承を得て人選のうえ、適任者を社外取締役及び社外監査役の指揮下で補助業務にあたらせております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社では、企業統治の体制として、取締役会、監査役会のほかに、週1回行う経営会議を設けています。経営会議は、常勤取締役、常勤監査役及び幹部社員で構成されており、各担当業務の遂行状況報告を行うことによりスピーディーな情報伝達に資するとともに、トップは必要な業務執行指示を行っております。また、重要案件の付議を適宜行っています。

イ 取締役、取締役会

取締役会は、取締役6名(取締役4名、社外取締役2名)で構成され、2ヶ月に1回以上開催し、重要案件を審議決定するとともに、重要な業務執行の報告を受け、同会の決定した経営方針や法令・定款などに反することなく、適切に遂行されているかを監督しておりま
す。当期の取締役会は9回開催され、監査役も出席しております。

なお、当社の定款では取締役の定員を10名以内と定め、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任することとしております。

また、自己の株式の取得については、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

中間配当については、当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

なお、当社は、会社法第423条第1項に規定する社外取締役との間で、定款に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

ロ 監査役、監査役会

監査役会は、社外監査役3名で構成され、監査計画に基づき会社業務全般にわたり、取締役の業務執行の適法性、妥当性を監査しております。当期の監査役会は9回開催されております。常勤監査役は、経営会議等社内の重要会議への出席、全部長・支店長等との個別面談、資料調査等を通じて、監査活動を行っております。

なお、当社は、会社法第423条第1項に規定する社外監査役との間で、定款に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

ハ 経営会議

常勤取締役と常勤監査役及び幹部社員で構成される経営会議を原則として週1回開催し、各担当業務遂行状況報告を受け、必要に応じて協議のうえ業務執行指示を行い、取締役会には業務遂行状況の報告を行うとともに、重要案件の付議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営会議により週1回定期的に会合を行い、意思疎通を図り、必要な意思決定をスピーディに行うことにより、当社規模の組織の統治が効率的かつ効果的に行われていると評価しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年3月期の定時株主総会の招集通知につきましては、法定日程より6日早めた6月4日に発送
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年3月期株主総会は、最集中日を回避し、6月24日に実施

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、その他開示事項をホームページに掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業倫理憲章」「コンプライアンス行動規範」に規定
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境管理委員会」において、環境関連事項の一元管理
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コンプライアンス行動規範」に「社会に開かれた企業として、企業活動の透明性を保ち、適切な情報開示を行い、企業活動に対する社会の理解促進に努める」と定めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関する基本方針としては次の通りであります。

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の定めた「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」を当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という)におけるコンプライアンスに関する基本規程とする。
取締役会が、取締役会規則その他関連規程に基づき、経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。監査役及び監査役会が「監査役監査基準」等に基づき、取締役会その他の重要会議への出席、各執行部門の個別業務監査等を通じて、取締役の業務執行について監査を行う。
財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備し、その適切な運用・管理にあたる。
取締役会は、コンプライアンス推進関連の諸規則、体制、啓発・教育プログラム、ホットライン運用・管理の適正性・有用性の見直しを定期的に行う。
当社のコンプライアンス諸規定に基づき、環境・安全・品質を含めた当社グループにおけるコンプライアンスの確保、推進を図るとともに、その運用状況を「コンプライアンス委員会」において定期的に確認する。また、当社「コンプライアンス・ホットライン」を活用し、遵守違反事項の早期発見と未然防止に努める。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令及び定款、その他規則等に基づき、取締役会その他重要な会議の議事録、重要な稟議書、重要な契約書、その他取締役の職務の執行状況に係わる文書を保存・管理し、取締役及び監査役が求めたときはいつでも当該文書を閲覧に供する。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
代表取締役が直轄する「リスク管理委員会」を設置する。リスク管理委員会は、各部署並びに子会社が立案した保有リスクの対応策について審議を行うとともに、経営に係わる重大リスクや全社横断的なリスクについて把握を行い、その対応策について企画・立案を行う。代表取締役は定期的にリスク管理委員会を開催し、リスク対応策の進捗状況の確認、見直し等を行うとともに、重要なリスク対応策については、取締役会の承認を得る。

⑷ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を2ヶ月に1回以上開催し、重要事項の決定並びに各取締役の業務の執行状況の監督等を行う。常勤取締役及び常勤監査役その他で構成する経営会議を、原則として毎週開催し、経営課題の事前検討を行うことにより経営効率を向上させる。
代表取締役は経営会議の場において、出席メンバーからの業務執行状況及び問題点の報告・提議に対し、出席メンバーの意見も聴取のうえ、対処方針・方策についての決定を都度機動的に行う。

⑸ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
代表取締役は、子会社における経営上の重要事項については、関係会社管理要領に基づき事前の承認を行う。代表取締役は経営会議の場において子会社の予算審議を行うとともに、年2回業務執行状況の報告を受ける。子会社の監査役には原則として当社の常勤監査役が兼務し、当社の監査役監査基準に基づき、取締役会その他の重要会議への出席、各執行部門の個別業務監査等を通じて、子会社取締役の業務執行について監査を行う。

⑹ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
当該使用人は、監査役から指示された職務に関して、取締役及び上長等の指揮、命令を受けない。
当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分は監査役会の同意を得た上で行う。

⑺ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。
1. 当社グループの経営及び事業運営に著しい損害を与える、または与えるおそれのある重要事項
2. 内部監査グループが行う内部監査の結果
3. 内部通報制度による、またはその他の方法による内部通報の内容及び対処
上記にかかわらず、監査役は随時、当社グループの取締役及び使用人に対して報告または書類の提出を求め、また重要と判断する会議に出席することができる。
当社は監査役に上記の報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑻ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
「監査役会規定」及び「監査役監査規定」を定め、これらに基づく独立性を権限により、監査の実効性を確保する。
監査役は代表取締役、会計監査人と相互に意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行う会合を開催する。
監査役は内部監査グループ及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査を実施する。
当社は監査役の職務について、合理的に生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務を監査役の請求に基づき速やかに支弁する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは「コンプライアンス行動規範」において、社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人、団体に関わるなど社会良識に反する行為を行わない旨を定めている。
また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集、管理を行っている。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社の現状は、安定大株主の多い株主構成となっておりますので、対応策を具体化しておりません。今後、色々な事例を研究させていただき、必要あれば、より効率的な、株主の皆様に納得していただける対策を提案させていただく方針です。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

（平成27年6月25日現在）

